

# 佐久穂町八千穂高原八千穂レイク管理釣り場 指定管理者募集要項

## 1 募集の根拠

佐久穂町八千穂高原八千穂レイク管理釣り場管理運営業務については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、佐久穂町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第 2 条及び佐久穂町八千穂高原観光施設条例（平成 17 年 3 月 20 日条例第 129 号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施します。

なお、現在当該条例について、本公募内容に合致させるための改正手続きを進めており、令和 8 年度中には改正を行います。

## 2 募集の概要

### （1）業務名

佐久穂町八千穂高原八千穂レイク管理釣り場管理運営業務（以下「本業務」という。）

### （2）施設の概要

①名 称 八千穂高原八千穂レイク管理釣り場（以下「本施設」という。）

②所 在 地 佐久穂町大字八郡 2049 番地 150

③そ の 他 詳しくは、佐久穂町八千穂高原八千穂レイク管理釣り場指定管理者業務仕様書（以下「本仕様書」という。）を参照してください。

### （3）指定管理の目的

本業務は、条例に規定する本施設において町民はもとより、広く町外の利用者が自然に親しみ、健全な心身を育む場を提供するとともに、観光振興及び地域の活性化に寄与することを目的とします。

### （4）指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。また本業務は令和 9 年 4 月中に開始してください。

※指定の期間は、町議会の議決を経て正式に決定します。

※町及び指定管理者は基本協定に定める場合を除き、指定期間中は基本協定及び年度協定を解除することができません。

## 3 施設の管理運営に関する基本的事項

募集する施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。詳しくは、本仕様書を参照してください。

なお、以下の記載事項は改正後の条例内容を前提としていますので、それに基づく事業計画をご提案ください。ただし、町議会での議決が確定するまでは改正内容は確定事項ではありませんので、ご承知おきください。

### （1）施設の利用料金

①利用料金は次表の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額とします。利用料金については、収支予算書を作成し提案ください。

| 種別          | 内容                    | 利用料金の範囲    |
|-------------|-----------------------|------------|
| レイク湖面 遊魚料   | 大人 1 日券               | 3,500 円以内  |
|             | 小人 1 日券               | 2,500 円以内  |
|             | 大人 半日券                | 2,700 円以内  |
|             | 小人 半日券                | 2,000 円以内  |
|             | カップル 1 日券             | 6,000 円以内  |
|             | シーズン券                 | 27,000 円以内 |
| レイク湖面 レンタル品 | フローター                 | 1,000 円以内  |
|             | フローター持込料              | 500 円以内    |
|             | ラバーネット                | 200 円以内    |
| 釣りっこランド 遊魚料 | 竿 1 本 (魚 5 匹まで・餌・釣具付) | 1,500 円以内  |

②利用料金は、消費税込みの額とします。

③全ての利用料金は、指定管理者の収入とします。

④上表の利用料金以外の利用料金が生ずる事業を指定管理者が自主事業として実施する場合、地域の農業・観光・商工業などの事業者と協働・連携・提携を図る事業等を企画し、あらかじめ町長の承認を得て実施することができます。

⑤指定管理者は、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、特に必要があると認めるときは、事前に協議の上、利用料金を減額し又は免除することができます。

## (2) 指定管理料

町は本施設の指定管理にあたっては、指定管理料の支払は行いません。施設管理運営に要する経費は、施設の利用料金収入等を充てるものとし、提案にあたっては自立的かつ効率的な運営計画としてください。決算時に収支が不足した場合でも、町は補填を行いません。

## (3) 維持管理方針

施設や設備及び付帯施設は、その機能と特性を十分に把握した上で安全・清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行う。

## (4) 開設期間中の運営方針

- ① 効率的かつ効果的な管理運営を行い、健全経営に努めること。
- ② 利用者の安全性を十分に確保し、安心して利用できるように努めること。
- ③ 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ④ 施設内を清潔に保つこと。

## 4 申請者の資格

本施設の指定管理者を申請することができる法人及び団体の代表者の資格は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国及び地方自治体からの指名停止措置期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、市町村県民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体に該当しないこと。
- (6) 会社更生法、破産法、民事再生法、風俗営業等の規制を受けていない者及び、暴力団による不当な行為防止等に関する法律に該当しない者であること。
- (7) 県内に本社・支社・支店・営業所を置く法人で資金力及び遂行能力を有する者であること。
- (8) 県内でアウトドア施設の管理運営に関する深い見識を有し、また管理運営及び経営の実績を有する者であること。
- (9) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる者とします。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。
- (10) 提出した書類に虚偽がないこと。
- (11) 営業の継続性を考慮し、人員の配置はできる限り町内の雇用に配慮すること。
- (12) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ①成年被後見人又は被保佐人
  - ②破産者で復権を得ない者
  - ③拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

## 5 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類を町長に提出してください。

- (1) 佐久穂町公の施設指定管理者指定申請書 様式第1号
- (2) 「4 申請者の資格」の資格要件を満たす者である旨の誓約書 様式第2号
- (3) 申請者の概要調書 様式第3号
- (4) 管理運営に係る事業計画書 様式第4号
- (5) 管理運営に係る指定期間内の収支計画書 様式第5号  
管理運営の基礎となる必要経費及び収入額について算出し、提案してください。
- (6) その他申請者に関係する書類
  - ①申請者の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類
  - ②申請者の登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類
  - ③申請者の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに準ずる書類）
  - ④申請者の組織及び運営に関する事項を記載した書類（申請者の組織図や業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - ⑤各税に関する納税証明書（過去3年分）
  - ⑥役員の名簿及び履歴を記載した書類

## 6 事業計画書（様式第4号）に記載すべき事項について

以下の項目について、本業務の目的に沿って効率的に運営できることが分かる内容を記載してください。

### （1）本業務を行うにあたっての基本方針

本業務を管理運営していくにあたっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記載してください。

### （2）管理執行体制

管理運営にあたっての人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方や職員への研修計画等について提案してください。

### （3）施設の運営に関する計画

施設の運営にあたって、利用者の集客方法や、サービス品質向上に向けた取組内容等、適正な自主事業の価格設定方法や取組等について提案してください。また、冬期間の利用方法についても提案してください。

### （4）施設・設備等の維持管理計画

施設等の機能を十分活用できるよう、施設・設備の保守管理等の実施計画や、施設管理に係る資格者等の配置等について提案してください。

### （5）個人情報保護・情報公開の取扱いについての基本方針

本業務の運営では、利用者の個人情報保護が厳しく求められます。情報管理に関する基本方針、体制、具体的な対策について提案してください。

### （6）利用者等のトラブルの未然防止と対処方法

利用者や住民の方々からの苦情や不満、トラブルに対して、解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。

### （7）危機管理に対する方針

多くの方々を利用する場所であるため、防災その他緊急時の対応などについて、十分対応できる体制が必要です。その基本的な方針について提案してください。

### （8）環境への配慮について

本業務の管理運営にあたっては、当地が八ヶ岳中信高原国定公園に指定されていることなどから環境に配慮するための取組としてごみの削減と分別、リサイクルなどの推進等に努める必要があります。それらの取組を進めるにあたっての基本的な方針や体制整備について提案してください。

### （9）自主事業

指定管理者は、自らの提案により本施設を利用して自主事業を実施することができます。

指定管理者が自らの提案に基づいた自主事業を行うにあたり、機器・器具等の設置等が必要な場合は、別途定める行政財産の目的外使用許可を申請し、町長の許可を得る必要があります。

### （10）その他の提案

上記以外で、本業務の目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

## 7 募集要項の配布等

### (1) 配布場所

佐久穂町役場 産業振興課 商工観光係

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

電話：0267-86-1553 ・FAX：0267-86-4935

Eメール：kankou@town.sakuho.nagano.jp

### (2) 配布期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月12日（水）までの平日で、時間は午前8時30分から午後5時まで

※募集要項については、佐久穂町のホームページからダウンロードできます。

### (3) 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月12日（水）まで

② 受付方法 質問は様式第6号に記入のうえ、電子メールを担当宛に送信してください。  
また電子メールを送信した旨を電話で連絡ください。

③ 回答予定 令和8年8月4日（火）以降に順次回答します。

④ 現地確認 現地確認が必要な方は申し出てください。

### (4) 申請書等の提出先及び提出期限

#### ① 申請書等の受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月24日（月）までの平日で、時間は午前8時30分から午後5時まで

② 提出先 募集要項配布場所と同じです。

③ 提出部数 正本1部、副本（写し）10部

④ 留意事項 ア、指定管理者に応募される方は、申請書提出の前に「公募型プロポーザル方式への参加申込書」を令和8年8月12日（水）までに提出して下さい。  
イ、持参にて提出してください。なお、持参の際は事前に連絡の上、時間の指定を受けるようお願いします。  
ウ、提出期限以後の書類の差し替え、変更及び追加は認めません。  
エ、申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

## 8 指定管理者の選定等

### (1) 指定管理者選定の方式

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が候補者を選定します。

### (2) 応募者の審査

施設所管課等において書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。選定委員会においては提案者が1社のみの場合でも、プレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を選定します。

プレゼンテーションに出席する者は、本業務に関わる担当予定者で構成し、3名以内としてください。また、提案書類に記載のある内容以外はプレゼンテーションできません。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。ただし、審査の内容等は非公開とします。

(4) 協定の締結

指定管理者の候補者は、条例改正案が議決され施行された後、地方自治法第 244 条の規定に基づき町議会の議決後、正式に協定を締結します。

9 選定の基準等

(1) 選定基準

佐久穂町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定によります。

- ① 事業計画の内容が利用者の確保とともに、サービスの向上を図られるものであること。
- ② 事業計画の内容が、効用を最大限に発揮し、その管理に係る経費の縮減を図られるものであること。
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ 地域事業者等との連携による町の振興や経済の活性化につながるものであること。

(2) 選定基準の審査項目等について

別添 2 のとおり

10 応募に際しての留意事項

本募集は条例改正案の議決が前提です。議決されなかった場合は指定管理者の指定は行いません。その場合、応募に要した費用は応募者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

(1) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。(様式第 7 号)

(4) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(5) 提出書類

提出された書類は返却しません。

(6) 提出書類の著作権

本町が提示する設計図書等の著作権は、佐久穂町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他本町が必要と認めるときは、本町は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

#### 11 指定管理者の取消し等

指定管理者の候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取消すことがあります。この場合、指定管理者に損害が生じても町はその責めを負いません。

#### 12 その他

その他、業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。

##### 【問合せ先】

佐久穂町役場 産業振興課 商工観光係

電話：0267-86-1553（直通）

Eメール：[kankou@town.sakuho.nagano.jp](mailto:kankou@town.sakuho.nagano.jp)